

官民地域共創によるドア・ツー・ドアの輸送推進事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

官民地域共創によるドア・ツー・ドアの輸送推進事業業務

2. 業務目的

令和7年度において宇和島市（以下「市」という。）が実施した「地域公共交通リ・デザイン検討調査支援業務」の結果から、免許返納後など、近い将来において自家用車の運転ができなくなる方々の移動手段の確保について、優先的に取り組むべき課題であることが明らかになった。また、自宅から目的地まで「ドア・ツー・ドア」に近い形で移動ができる交通サービスの導入について、地域のニーズが高いことも本調査から明らかになった。

このような背景から、既存のコミュニティバスやタクシーをはじめとする公共交通サービスの役割を再設計（リ・デザイン）し、遊休時間や車両を活用した「公共および日本版ライドシェア」の導入を検討するとともに、複数交通事業者による運行管理の標準化と共同化・協業化を推進し、官民地域共創により限られた地域資源（ヒト・モノ）を最大限活用し、持続可能な地域公共交通サービスの構築を目指すことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月5日まで

4. 委託業務の項目

- (1) 調査・分析業務
- (2) 公共ライドシェア導入支援業務
- (3) 日本版ライドシェア導入支援業務
- (4) システム導入及び共同管理室設置支援業務
- (5) ドライバー募集及び研修支援業務
- (6) 利用周知・広報業務
- (7) 実証運行业務
- (8) 効果測定及び成果の取りまとめ
- (9) 業務スケジュールの管理
- (10) その他市が指示する事項

5. 本業務の対象地域

市全域を対象とする。ただし、特に移動課題が顕在化している次の地域を本業務において重点対象地区として位置付ける。

<重点対象地区>

- ・吉田地区
- ・三間地区
- ・その他市が指定する地区

6. 委託業務内容

本業務は、「交通空白」地域の解消に向け、地域公共交通の持続可能性及び再構築に資する既存交通資源の詳細な調査・分析を実施するとともに、官民の協調領域において遊休時間や車両を活用した複数交通事業者における合意形成と管理手法を構築する。また、予約・配車・マッチング（AI）機能等を有したアプリ/システムと共同管理ができる体制を構築し、「公共および日本版ライドシェア」の実証運行（以下「ライドシェア実証運行」という。）による効果検証を行う。

(1) 調査・分析業務

受託者は、市、交通事業者その他関係者と連携し、タクシー、コミュニティバス、スク

ールバス、福祉車両等の既存公共交通サービスを対象に、次の調査・分析を実施すること。

①既存交通資源の把握

- ・令和7年度において市が実施した「地域公共交通リ・デザイン検討調査支援業務」の結果及び「宇和島市地域公共交通計画（2024年3月策定）」の内容を把握すること。
- ・市内におけるタクシー、コミュニティバス、スクールバス、福祉車両等の既存公共交通サービスの運行状況を把握すること。
- ・既存公共交通サービスにおける運行ルート、運行時間帯、便数、利用状況、車両稼働状況、遊休時間等の情報を収集・整理すること。
- ・重点対象地区における地区別の移動需要、利用目的（通院、買い物、通学、通勤その他の目的）等を把握すること。

②地域別課題の可視化

- ・市及び各重点対象地区の実情を踏まえ、既存交通サービスの提供状況と住民ニーズとの関係を分析すること。
- ・交通事業者間における領域を「競争領域」、「共創領域」及び「協調領域」の観点から整理し、重点対象地区ごとに可視化すること。
- ・特に「協調領域」においては、遊休時間や車両について、活用の可能性を明らかにすること。

③運行ルート・エリア設計

- ・重点対象地区における移動需要、既存交通資源及び地域特性を踏まえ、ライドシェア実証運行に係る運行ルート、運行エリア、運行時間帯等を設計すること。
- ・上記の設計にあたっては、ドア・ツー・ドア型移動需要への対応を考慮した運行方式を検討すること。

④共同管理手法の策定

- ・複数交通事業者での運用を想定した予約受付、配車・運行管理、労務管理、利用者対応等に係る標準的な業務フローを整理すること。
- ・共同管理室（配車・予約管理および配車・予約受付コールセンターの機能を有するものをいう。以下同じ。）の運営形態、業務分担、管理責任のあり方を提案すること。
- ・共同管理室における共同管理の手法を策定すること。

⑤合意形成支援

- ・関係事業者、地域関係者、行政機関等との協議を通じて、「協調領域」における役割分担及び運用ルールの整理を行うこと。
- ・複数交通事業者による運行管理に向けた合意形成に積極的に努めること。

(2) 公共ライドシェア導入支援業務

受託者は、市と連携し、公共ライドシェアの導入に必要な各種調査、届出登録申請、協議及び運用準備等に係る支援を次のとおり行うこと。

①コミュニティバス運行調査

- ・市内において、既存公共交通サービスでは十分に対応できていない時間帯・区域、移動目的等を整理し、公共ライドシェア導入の必要性を整理すること。

②関係機関との協議に係る支援

- ・宇和島市地域公共交通活性化協議会その他必要な協議の場における公共ライドシェアの導入に向けた説明資料作成、説明補助、論点整理その他支援を行うこと。
- ・市、交通事業者、地域関係者との協議を通じて、運行内容、料金設定、役割分担及び運用ルール等の整理を行うこと。

(3) 日本版ライドシェア導入支援業務

受託者は、市と連携し、日本版ライドシェアの導入に必要な各種調査、届出、協議、申請等に係る支援を次のとおり行うこと。

①タクシー不足台数調査

- ・市内におけるタクシー需要と供給の状況を把握し、タクシー不足台数に関する調査・整理を行うこと。
- ・上記の調査結果を踏まえ、日本版ライドシェア導入の必要性及び導入条件を整理するこ

と。

②関係機関との協議支援

- ・愛媛運輸支局その他関係機関への届出及び協議等に必要となる資料作成その他の支援を行うこと。
- ・市が行う有償運送許可申請その他必要な手続について、助言及び実務支援を行うこと。

(4) システム導入及び共同管理室設置支援業務

受託者は、予約・配車管理システムの導入及び共同管理室の設置に向け、次の業務を実施すること。

①予約・配車管理システムの導入

- ・市及び交通事業者が共通で利用できる予約・配車管理システムを導入すること。
- ・本システムには、予約受付、配車管理、需要・供給マッチング、利用実績管理その他本業務に必要な機能を備えること。
- ・利用者の利便性及びデジタルデバインドへの配慮の観点から、アプリ予約と電話予約を併用可能な仕組みとすること。
- ・その他システムの機能要件については別添「ライドシェア実証運行向け予約・配車管理システム機能要件一覧」を参照すること。なお、本一覧に掲げる機能要件のうち、必須項目については、カスタマイズ又は運用によって必ず対応すること。

②ライドシェア実証運行期間中における共同管理室の設置及び体制構築

- ・ライドシェア実証運行に必要な共同管理室を設置すること。
- ・共同管理室における人員配置、業務分担、受付方法、配車判断、緊急時対応、苦情対応等の体制を整理し、ライドシェア実証運行が可能な体制を構築すること。

③運用テスト及び初期支援

- ・ライドシェア実証運行開始前に、システム及び共同管理室の運用テストを実施すること。
- ・市及び交通事業者に対し、必要な操作説明、初期設定支援及び運用マニュアル整備を行うこと。

(5) ドライバー募集及び研修支援業務

受託者は、市及び交通事業者と連携し、ライドシェア実証運行に必要なドライバー確保及び研修の実施に係る支援を次のとおり行うこと。

①ドライバー募集支援

- ・住民ドライバー（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に基づく有償運送に係るドライバーを想定）及び一般ドライバー（道路運送法第78条第3号に基づく有償運送に係るドライバーを想定）の募集に係る広報、周知及び実施支援を行うこと。
- ・詳細については、受託者決定後に協議を行うこととするが、公共ライドシェアにおけるドライバーは、市が現在運行しているコミュニティバスのドライバーを想定している。また、日本版ライドシェアにおけるドライバーは実証運行を行う地区において各1名以上の確保を想定している。

②安全研修等の実施支援

- ・ライドシェア実証運行に従事するドライバーを対象とした、安全運転、接遇、事故発生時対応、運行ルールその他必要な事項を記載した研修資料の作成を支援すること。
- ・市との協議により必要に応じて上記の研修資料を用いた安全研修等を実施すること。

(6) 利用周知・広報業務

受託者は、市と連携し、各地区の住民等に対するライドシェア実証運行に係る利用周知及び広報を実施すること。

①利用周知

- ・ライドシェア実証運行の対象地区、利用方法、運行時間帯、予約方法その他必要事項について、住民等に対して分かりやすく周知すること。

②アプリ登録説明会等

- ・アプリ利用者の登録促進を図るため、住民向けの説明会等を開催し、利用方法の説明及び登録支援を行うこと。
- ・電話予約利用者への案内方法についても整理し、利用機会の確保を図ること。

(7) 実証運行業務

受託者は、「公共および日本版ライドシェア」の実証運行および管理に係る支援ならびに共同管理室の運用を次のとおり行うこと。

①ライドシェア実証運行の実施

- ・実証運行は、重点対象地区において、公共ライドシェア（道路運送法第78条第2号）または日本版ライドシェア（道路運送法第78条第3号）の運行を想定している。
- ・実証運行にあたっては、受託者が共同管理室において運行管理を支援し、受託者から再委託するタクシー事業者が運行主体となる体制を基本とする。ただし、再委託にあたっては市に業務実施体制を事前に示し、承諾を得ること。
- ・具体的な運行体制、役割分担、実施方法等については、市と協議の上、決定するものとする。

②運行管理

- ・予約受付、配車調整、運行状況の把握、利用者対応、関係者連絡調整その他ライドシェア実証運行に必要な管理業務を行うこと。
- ・実証運行期間中における課題、トラブル、利用状況等を適切に把握し、必要な改善対応を行うこと。

③実施記録

- ・実証運行期間中の利用件数、予約状況、配車成立率、待ち時間、運行回数、利用者属性、利用目的等を記録・整理すること。

(8) 効果測定及び成果の取りまとめ

受託者は、本業務の実施結果を踏まえて、次年度以降の本格導入に向けた検討に資するよう、効果測定及び成果の取りまとめを次のとおり行うこと。

①効果測定

- ・乗車実績、利用者満足度、財政効果、運行効率、地域住民の利便性向上その他必要な指標について分析すること。
- ・ライドシェア実証運行の成果及び課題を定量的かつ定性的に整理すること。なお、定量的および定性的な効果における指標として次のことを設定し、管理・分析すること。

(定量効果)

- ・1日あたり平均10人乗車
- ・自治体財政負担を328万円削減(25年度比・25年度積算単価による)

(定性効果)

- ・利用者満足度 80%以上
 - ・再利用意向率 75%以上
- ※アンケート調査等による測定を想定

②改善点の整理

- ・次年度以降の本格導入を見据え、運行エリア、運行方式、予約・配車運用、共同管理体制、ドライバー確保、広報手法等の観点から改善点を整理すること。

③成果報告支援

- ・市及び交通事業者による成果の取りまとめを支援し、市が指示する資料の作成及び支援を行うこと。

(9) 業務スケジュールの管理

本業務の遂行にあたっては、市担当者と連絡を密にし、進捗状況に合わせ、適宜、工程表を提示する。

(10) その他市が指示する事項

7. 業務実施スケジュール

本業務の実施スケジュール(予定)は、次のとおりとする。ただし、関係機関との協議状況、許認可手続の進捗、地域調整その他やむを得ない事情により、市と受託者が協議の上、変更する場合がある。

<実施スケジュール(予定)>

区分	実施時期	実施概要
調査・分析／実証 計画策定	令和8年7月～9 月	「競争・共創・協調領域」の可視化、運行 ルート・エリア設計、共同管理手法の策定 を実施する。
公共及び日本版 ライドシェア導 入に係る諸手続 き等	令和8年8月～10 月	有償運送許可申請等を実施する。
システム導入・共 同管理室設置	令和8年9月～10 月	受託者が、市及び交通事業者において共通 で利用できる予約・配車管理システムを 導入し、共同管理室の設置及び体制構築を 行う。
ドライバー募 集・研修	令和8年10月～11 月	住民ドライバー(道路運送法第78条第2号) および一般ドライバー(道路運送法第78条 第3号)の合同募集ならびに安全研修を実 施する。
ライドシェア実 証運行	令和8年11月～令 和9年1月	該当地区において公共ライドシェア(道路 運送法第78条第2号)または日本版ライド シェア(道路運送法第78条第3号)の実証 運行を実施する。
効果測定・成果の 取りまとめ	～令和9年2月5 日まで	受託者が、乗車実績、満足度、財政効果等 のデータを分析するとともに、次年度以降 の本格導入に向けた改善点を併せて整理 し、報告するなど、成果品の提出を行う。 なお、市からの指示に基づいて必要な中間 報告を行う。

8. 提出種類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、次に掲げる書類を提出し、市の承認を受けるものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、市の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
「業務工程表」及び「業務実施計画書」
- (2) 業務完了時
「業務完了届」

9. 成果品

- (1) 報告書 1部
- (2) その他本業務で作成される各種資料及びデータ 1式
- (3) 上記電子データを収めた電子媒体(CD-ROM等) 1式
※電子データのファイル形式は、原則、MicrosoftWord、MicrosoftExcel、
MicrosoftPowerPointまたは、これらと互換性のあるものを使用すること。
- (4) 納品場所は、宇和島市企画政策部企画課(宇和島市役所本庁舎5階)とする。

10. 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面による市の承諾を得なければならない。
- (3) 市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の報告を求めることができる。

11. その他

- (1) 本業務において、協議・打合せ、受託者の現地調査に関する経費は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にし、3営業日以内に提出するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に類似する業務実績がある者をもって業務にあたるとともに、高度な技術及び知識を要する事項については、相当の経験を有する十分な者を配置しなければならない。
- (4) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守するとともに、関連計画等（国、県、市等）との整合、調整に十分留意するものとする。
- (5) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属する。
- (6) 受託者は、市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡をしてはならない。
- (7) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める補正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務で知り得た事項については他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第28号）及びその他関係法令等並びに別紙の個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき、適正に管理し、取り扱うこととする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者が別途協議する。